（様式第１号）

　　年　　月　　日

波佐見町長　様

移住支援補助金交付申請書

　波佐見町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援補助金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 | 印 |  | 西暦　　　年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援補助金の内容（該当する欄に〇を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | | | 人 |
| 移住支援補助金の種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレワーク |  | 関係人口 |

３　各種確認事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、波佐見町に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  波佐見町のへの移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの命令である。 |

※各種確認事項のＢ．に〇を付けた場合は、移住支援補助金の支給対象となりません。

４　転入元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京２３区への在勤履歴

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内への通勤をしていた履歴を記

　載

※住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内への通勤をしていた履歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　回程度　/　行くことはない　/その他（　　　　　　） |

７　移住支援補助金振込先口座

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 | 口座番号 | 種類 | 口座名義 |
|  |  | 普通  当座 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |

※本人名義の振込口座を記入してください。

※交付決定の際に、こちらの口座に振込をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（長崎県及び波佐見町使用欄） |  |

（様式１別紙１）

移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

１　長崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び波佐見町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、波佐見町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に波佐見町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）波佐見町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に波佐見町以外の市区町村に転出した場合：半額

３　２（２）及び（５）について、波佐見町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の４分の１について返還します。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額を返還します。

（様式１別紙２）

波佐見町移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　長崎県及び波佐見町は、長崎県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、長崎県及び波佐見町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、長崎県及び波佐見町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。